

## 令和2年度 交通安全法令講習会中止のお知らせ

毎年、各改善センター等で開催しておりました交通安全法令講習会につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のため、今年度の開催は中止となりました。

今後とも、交通ルールやマナーを守り、安全運転にご協力をよろしくお願い致します。

## 令和2年7月豪雨災害に係る土砂等撤去補助金の見直しについて

令和2年7月の豪雨災害が災害救助法の適用を受けるなど、住民をはじめ民間事業所など広範囲にわたり甚大な被害を受けられている状況を考慮し、早期に安定した生活や事業再建を支援するため、土砂撤去補助金の支給対象・要件を見直します。

### 1. 目的

令和2年7月の豪雨災害により、居住されている建物（以下「居住家屋」という。）や附属建物及び町内の事業所等に土砂等（土砂、岩石、流木、樹木、砂塵等）が崩落又は堆積し、生活・事業継続に支障を来たす場合において、被災者の負担を軽減し、早期に安定した生活・事業再建を支援するため、土砂撤去を行う費用の一部を助成します。

### 2. 居住家屋や附属建物が被災した場合

#### (1) 補助対象

下記のすべての項目を満たす災害を対象とします。

- ①居住家屋や附属建物（車庫、倉庫、牛舎等）に土砂等が崩落又は堆積した場合
- ②他の復旧事業によらない「自力復旧」となる場合
- ③居住家屋の所有者、又は土砂災害発生箇所の土地所有者が、自己の責任で自ら費用を負担し、土砂等を撤去する場合
- ④土砂等の撤去費用が1件5万円以上のものであること

※敷地のみの場合は対象となりません。

※家屋損壊に伴うがれきや家財等の撤去費用は対象となりません。

#### (2) 補助金額

土砂撤去に係る費用（土砂処分費、車両、重機の賃借料を含む）として、工事請負業者に支払った費用の2分の1以内で1件につき20万円を上限に助成します。ただし、附属建物だけが被災した場合の補助金の上限は、1件につき10万円とします。

### 3. 民間事業所等が被災した場合

#### (1) 補助対象

下記のすべての項目を満たす災害を対象とします。

- ①町内に工場や店舗等がある中小企業・小規模事業者であること
- ②事務所や工場、附属建物等に土砂等が崩落又は堆積した場合
- ③他の復旧事業によらない「自力復旧」となる場合
- ④被災事業者又は土砂災害発生箇所の土地所有者が、自己の責任で自ら費用を負担し、土砂等を撤去する場合
- ⑤土砂等の撤去費用が1件30万円以上のものであること

※敷地のみの場合を対象となりません。

※工場等の損壊に伴うがれきや機材等の撤去費用は対象となりません。

#### (2) 補助金額

土砂撤去に係る費用（土砂処分費、車両、重機の賃借料を含む）として、工事請負業者に支払った費用の2分の1以内で1件につき100万円を上限に助成します。

### 4. 申請期間

災害発生の翌日から3ヶ月以内

### 5. 補助金の申請手続き

#### (1) 下記の必要書類を添付し、申請期間内に申請書を提出してください。

- 見積書等土砂等撤去費が確認できる書類
- 土砂等の撤去前の状況が確認できる写真
- ※ 土砂等撤去後に申請を行う場合は、撤去前状況の写真に替えて次の書類を添付してください。
- 土砂等の撤去代金の請求書の写し等、業者に土砂等撤去を発注したことが確認できる書類
- 第三者の証明を受けた土砂災害発生状況見取図

#### (2) 補助金の交付決定を受け土砂等撤去が完了した後に、下記の書類を添付し、補助金交付請求書を提出してください。

- 土砂等の撤去代金の内訳・数量等が確認できる書類及び領収書の写し
- 土砂等の撤去後状況が確認できる写真

【問い合わせ先・申請先】

大崎町役場 総務課 消防防災係

TEL：099-476-1111（内線212・213）

自分たちだけで悩まず、まずは相談してみませんか？

# 巡回相談会のお知らせ

「子どもが学校に行けない…」、「人と接するのが苦手な外出できない…」などの子ども・若者が抱える様々な悩みや問題について、相談をお受けします。

相談内容の秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

と き 令和2年9月10日(木) 13:00~17:10

会 場 末吉総合センター(曾於市末吉町諏訪方8127番地)

主 催 鹿児島県・鹿児島県青少年育成県民会議

後 援 鹿児島県教育委員会、曾於市教育委員会

大隅地域青少年育成推進協議会

相談費 無料

申込期限 令和2年9月3日(木)



参加申込書 相談センターに、電話かFAXにてお申し込みください

相談内容 右の何れかに○印	学校に行けない・家から出られない・働くことが不安(長続きしない) その他(具体的内容: )
希望の相談時間 右の何れかに○印	①13:00~14:10 ②14:30~15:40 ③16:00~17:10 ※ご希望に添えない場合があります。
相談者と本人との関係 右の何れかに○印	本人・父親・母親・兄弟姉妹・その他( )
連絡先	電話番号: _____ 10時~17時の間でやりとり可能な時間帯( : ) ※お申し込み後、当センターからお問合せいたします。携帯電話番号など、 確実に連絡が取れるようにお願いします。
	住 所
	(フリガナ) 氏 名
当センター利用歴 右の何れかに○印	・なし ・あり ※ありを選んだ方のみ( 年 月頃 ・メール・電話・面談)

※センターでは常時相談を承っています。今回の相談会をご利用されなかった方も、電話・面談・メール等の方法によりお気軽にご相談ください。(無料・秘密厳守)

※月曜日以外の午前10時から午後5時まで。ただし、面談は予約が必要です。

かごしま子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)

<http://www.soudancenter-k.com/>

TEL.099-257-8230 FAX.099-257-8231

鹿児島市鴨池新町1-8(県青少年会館2F)

裏面もご覧ください。

# 子ども医療費助成制度(現物給付)

(非課税世帯未就学児対象)

子ども医療費助成制度(現物給付)とは非課税世帯未就学児におきまして、「子ども医療費助成金受給資格者証(現物給付)」の提出により診療報酬に係る一部負担金を病院等窓口での支払いが不要となる制度です。

## 記

### 1. 手続き対象者 非課税世帯の未就学児 (平成26年4月2日以降に生まれた方)

☆現在登録中の受給資格者証はそのまま、「子ども医療費助成金受給資格者証(現物給付)」を交付いたします。

また、『ひとり親家庭医療費助成制度』及び『重度心身障害者医療費助成制度』の受給対象となっている方につきましても、同制度からの助成対象の受給資格者証と併用して『子ども医療費助成金受給資格者証(現物給付)』を交付いたします。

### 2. 助成対象期間 令和2年度は令和2年8月1日～令和3年7月31日まで。

ただし、平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれの方につきましては令和3年3月31日まで。

### 3. 現物給付対象 鹿児島県内における病院受診した自己負担額(保険内診療に限る。)

★高額療養費・養育医療・特定疾患・第三者行為(交通事故等)・保険外診療(自費診療)は対象になりません。

★県外診療につきましては、各医療費助成制度の償還払いの扱いとなります。

### 4. 登録に必要なもの

①印鑑(シャチハタ等ゴム印では受け付けできません。)

②保険証(被保険者及び対象者分)

③町外に生計維持に係る方がいる場合は令和2年度課税所得証明書

④今年大崎町に転入された場合は世帯全員の令和2年度課税所得証明書

} 令和元年中所得に係るもの

※③、④について生計維持に係る世帯全員が令和2年1月1日現在大崎町に住所がある場合は課税証明は不要です。

※ 申請書類は保健福祉課 健康増進係にあります。

書類を確認してから、後日『子ども医療費助成金受給資格者証(現物給付)』を交付いたします。

お問い合わせ先

保健福祉課 健康増進係

電話 099-476-1111

内線 131

★裏面もご覧ください。

# 回 覧 保健福祉課からのお知らせ

## 『大崎町合同金婚式』の参加申込みについて

6月にもご案内いたしましたが、大崎町では、現在町内に居住し、婚姻後50年を迎えられた夫婦をお祝いするために、「大崎町合同金婚式」を10月21日(水)に開催する予定です。

つきましては、下記の要件に該当する方で金婚式に出席を希望される方は、9月1日(火)までにお申し込みくださいますよう再度ご案内いたします。申請書は役場保健福祉課と野方支所に備えてあります。また、地域の民生委員さんからも入手できます。

また、新型コロナウイルス感染予防のため、内容の変更または開催中止の可能性もございますので、あらかじめご了承下さいますようお願いいたします。

※既にお申込みいただいている方につきましては、再度の申込みは必要ございません。

### 記

### 対象となる方

- 1 令和2年中に婚姻後50年に達する夫婦

(昭和45年に婚姻した方)

- 2 戸籍簿上では、婚姻後50年に達していないが、昭和45年に婚姻したことが事実である夫婦

(昭和46年10月31日以前に出生した長子がいるか、事実を証明する人又は書類等がある者)

- 3 再婚の場合は、再婚の時点から50年に達する夫婦

※9月中に案内状を発送いたします。



問い合わせ先

保健福祉課 社会福祉係【担当】渡邊・米永

TEL 476-1111 (内線146)

裏面もご欄下さい。

# 7月豪雨災害により被災された町民の皆様へ

令和2年7月の豪雨災害により被災された町民の皆様へ心からお見舞い申し上げます。  
大崎町では、役場総務課が発行する「罹災証明書」の被害状況に応じて主に、以下の支援を用意しておりますので、御案内いたします。

被害の状況

※罹災証明書の被害の状況を御確認ください。

大規模半壊

半壊

床上浸水

## 障害物の除去

豪雨災害により、住家に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものを除去することにより、被災者が元の住家に住めるように支援する制度です。（上限137,900円以内）

全壊（条件付）

大規模半壊

半壊

床上浸水

準半壊

## 住宅の応急修理

豪雨災害により住家が被害を受け、自らの資力では応急修理することが困難な世帯に対して、被災した住宅の日常生活に必要不可欠な最低限度の部分を町が業者に依頼し、一定の範囲内において応急的に修理する制度です。

上限額：595,000円以内

（準半壊・床上浸水については300,000円以内）

全壊

大規模半壊

半壊

床上浸水

## 生活必需品の給与等

豪雨災害により、被服や寝具、その他生活必需品が損傷したため、日常生活に支障がある世帯に対して、生活必需品の給与又は貸与を行う制度です。

（世帯人数に応じて上限金額あり）

申請・相談窓口

大崎町役場 保健福祉課 社会福祉係

TEL 099-476-1111（内線140・146）

詳細な要件等につきましては、担当係まで御確認ください。

○注意事項

- ・申請には「罹災証明書」が必要となります。（総務課消防防災係で申請受付中）
- ・町ホームページに詳細な内容を掲載しております。
- ・被害状況の写真撮影をお願いします。（カメラがない場合はスマートフォンでも可）



# 献血のお知らせ



\* 47名以上のご協力を必要としています！

## 9月23日(水)

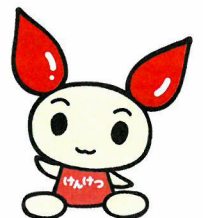
受付時刻 9:30~11:30・12:45~16:00

## 大崎町役場

◆新型コロナウイルス感染症拡大の影響による献血会場の中止が相次ぎ、献血者の深刻な減少が続いています。安全な輸血用血液製剤を安定的に確保する為、皆様お誘い合わせの上、献血のご協力をお願いします。

### 献血当日のお願い

- 十分な睡眠、食事をとってご来場ください。
- 降圧剤（血圧を下げるお薬）、花粉症などの抗アレルギー薬、痛風のお薬等、服用していても献血可能な場合があります。※お薬の名前がわかるもの（お薬やお薬手帳）をご持参ください。

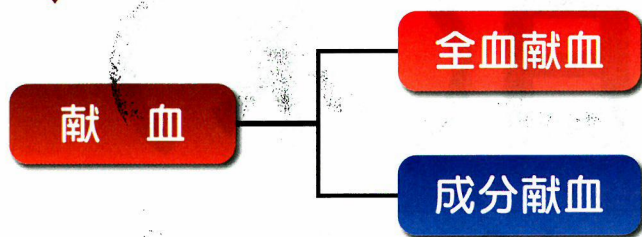


裏面もご覧ください▶

# 【定期的】・【継続的】な 献血ご協力が必要です



## + 献血の種類



※成分献血は献血プラザかもいけクロスと献血ルーム天文館にてご協力いただけます。

## + 献血の基準



	400mL献血	成分献血
年齢 ※	男性:17歳~69歳 女性:18歳~69歳	18歳~69歳
体重	男女とも50kg以上	男性:45kg以上 女性:40kg以上

※)65歳から69歳までの献血は、60歳から**64歳**までに**献血経験がある方**に限られます。

※)成分献血のうち血小板献血は、女性は54歳まで献血可能です。

※)循環血液量に応じて採血させていただきますので、身長や体重等の状況によってはお願いできない場合があります。

※)特に医療機関からの要請の多い、**400mL献血**や**成分献血**をお願いしています。

## + 成分献血ってなに？



血液中の**特定成分(血漿や血小板)**をいただくため、**体への負担が少ない献血**です。

※)赤血球を体の中に返すため、**全血献血よりお時間を要します。**



## 献血についての問い合わせ先

### ●献血プラザかもいけクロス

鹿児島市鴨池新町1番5号  
☎099-257-3141

定休日/木曜日(木曜が祝日であっても定休)  
受付/9:00~12:00(成分 11:30)  
13:00~17:00(成分 16:30)



### ●献血ルーム・天文館

鹿児島市東千石町13-16 天文館ビル2F  
☎099-222-6511

定休日/金曜日(金曜が祝日であっても定休)  
受付/9:00~13:00(成分 12:00)  
14:00~17:30(成分 17:00)



### ●鹿児島県赤十字血液センター

鹿児島市鴨池新町1番5号  
☎099-257-3141

### ●鹿児島県の献血バスの行先

<https://www.bs.jrc.or.jp/bc9/kagoshima/>



facebookで皆さんに楽しんでもらえるような献血情報を発信中!「鹿児島県赤十字血液センター」で検索!!

年末年始(12/29~1/3)については、毎年開所日が変わりますので、おおむね1ヵ月前にご案内いたします。



# 回 覧

## 地形図作成に伴う土地立入についてのお知らせ

本町農業行政の推進につきましては、かねてからご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。さて、今年度、事業採択となりました、農地中間管理機構関連農地整備事業 益丸地区につきまして、区画整理の設計及び工事施工のための地形図作成を行い、今後の作業に反映させることとしております。

このことから、下記のとおり区画整理を計画する受益地の地権者、耕作者及び近接する住民の方々の所有する土地への立ち入りをさせていただく場合がありますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、地形図作成に伴う測量等は本業務を委託契約しております、下記のコンサルタントが行いますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 業務名：農地中間管理機構関連農地整備事業 益丸地区 委託2-1
- 2 業務期間：令和2年7月28日～令和2年11月24日
- 3 業務範囲：大崎町益丸地内（区画整理予定箇所及びその周辺）

### ※裏面 計画平面図のとおり

- 4 測量・業務内容  
現地調査  
基準点測量  
地形図作成
- 5 受注者（コンサルタント）  
大成ジオテック（株）  
担当 仁田原（ニタバル）、山浦（ヤマウラ）  
☎ 0942-34-5622 FAX 0942-33-1771
- 6 発注者（鹿児島県）  
大隅地域振興局 農林水産部 農村整備課 整備第二係  
担当 岩元（イワモト）、近縄（チカナワ）  
☎ 0994-52-2156 FAX 0994-52-2158
- 7 関係機関（大崎町）  
大崎町 耕地課  
担当 中水流（ナカズル）  
☎ 099-476-1111 FAX 099-476-3979

# 令和2年度 農地中間管理機構関連農地整備事業

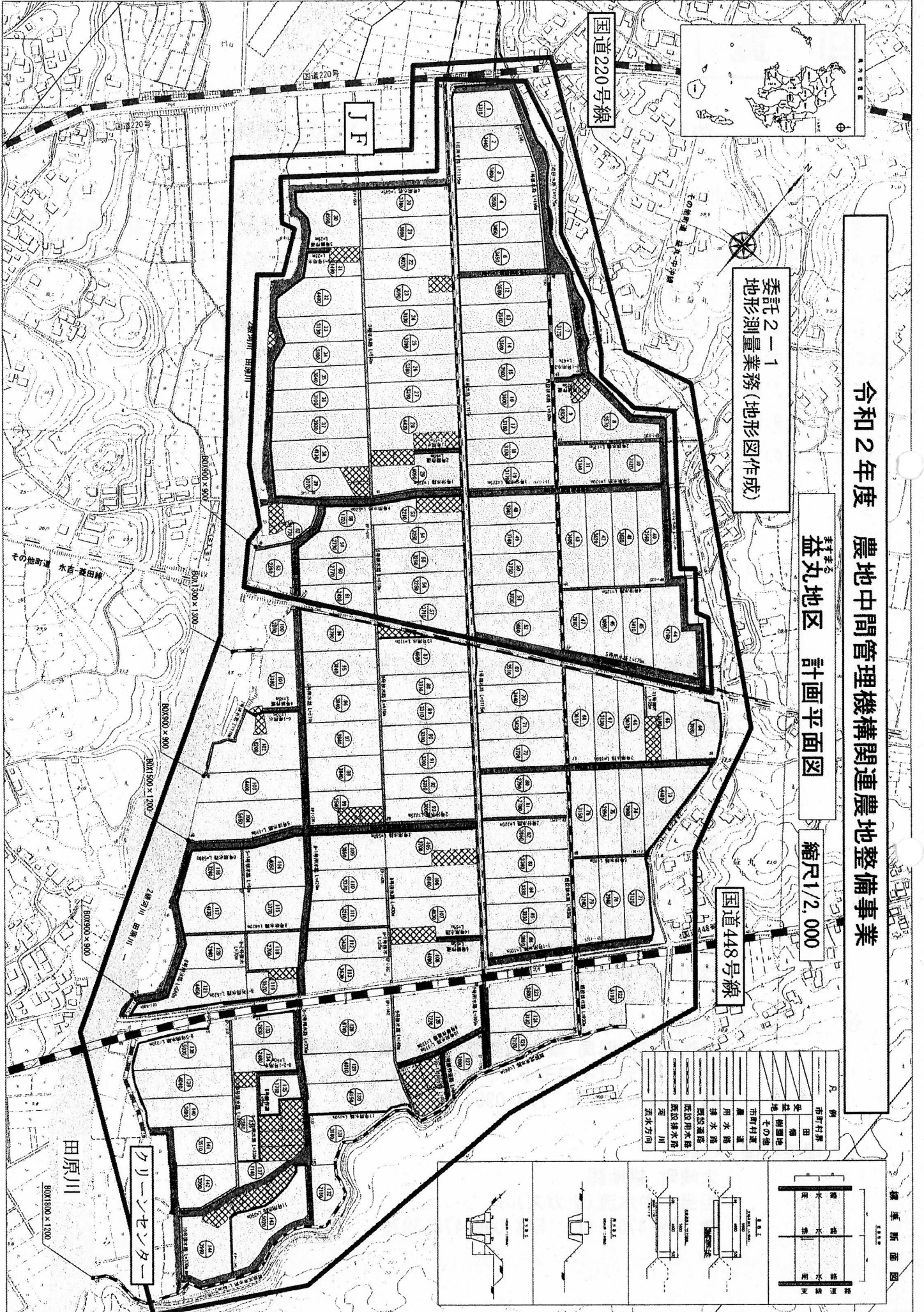
益丸地区 計画平面図

縮尺1/2,000

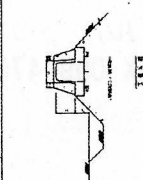
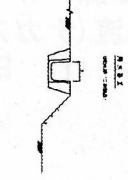
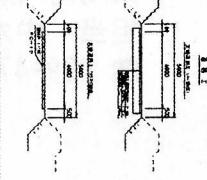
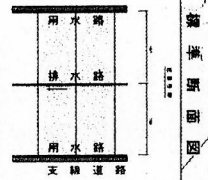
委託2-1  
地形測量業務(地形図作成)

国道448号線

国道220号線



凡例	
	市町村界
	道
	農地
	林地
	その他
	市町村道
	運
	用水路
	排水路
	施設用水路
	施設排水路
	河川
	流水方向



田原川

クリーンセンター

8011800 × 1200

801500 × 1200

801800 × 800

801500 × 1200

801800 × 800

801500 × 1200

801800 × 800

801500 × 1200

801800 × 800

801500 × 1200

801800 × 800

801500 × 1200

801800 × 800

縮尺1/2,000